

06 技 35 号
令和 6 年 8 月 13 日

関係各位

技術監理課長

営繕工事における猛暑日を考慮した適正な
工期設定の運用について（通知）

標記について、長崎県より参考送付がありました。
佐世保市においても、別添資料と同様の措置を取りますので、関係者への
周知等についてよろしくお願いします。

記

対象工事は、佐世保市（水道局含む）が所管する営繕工事。

本通知は、通知日以降に起工を行う工事から適用する。
なお、本通知以前に起工済の工事について、受注者から申出があった場合は、
猛暑日により現場作業を休止した日数分を工期延長可能とし、実績の把握方
法や運用等については、別添の運用指針によるものとする。

以上

財務部 技術監理課 松尾
TEL：0956(24)1111
内線（3211）

令和6年8月1日

長崎県内市町営繕主務課長 様

長崎県土木部建築課長

長崎県土木部営繕課長

(公印省略)

営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について（参考送付）

建設業における働き方改革の一環として、営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用指針を別紙のとおり定めましたので参考を送付します。

附 則

本通知は、通知日以降に起工を行う工事から適用する。

なお、本通知日以前に起工済みの工事について、受注者から申し出があった場合は、猛暑日により現場作業を休止した日数分を工期延長可能とし、実績の把握方法や運用等については、本指針によるものとする。

問合せ先

土木部建築課計画指導班 松崎、黒田

TEL：095-894-3095（ダイヤルイン）